

生活保護法に基づく 指定介護機関について

札幌市保健福祉局総務部保護課医療係

1 生活保護制度の概要

○基本原理

ア 無差別平等の原理

生活困窮の原因を問わず、経済状態に着目して生活保護(以下「保護」という。)を行います。

(生活保護法(以下、法という。)第 2 条)

イ 最低生活保障の原理

健康で文化的な生活水準を維持することができるものとしています。(法第 3条)

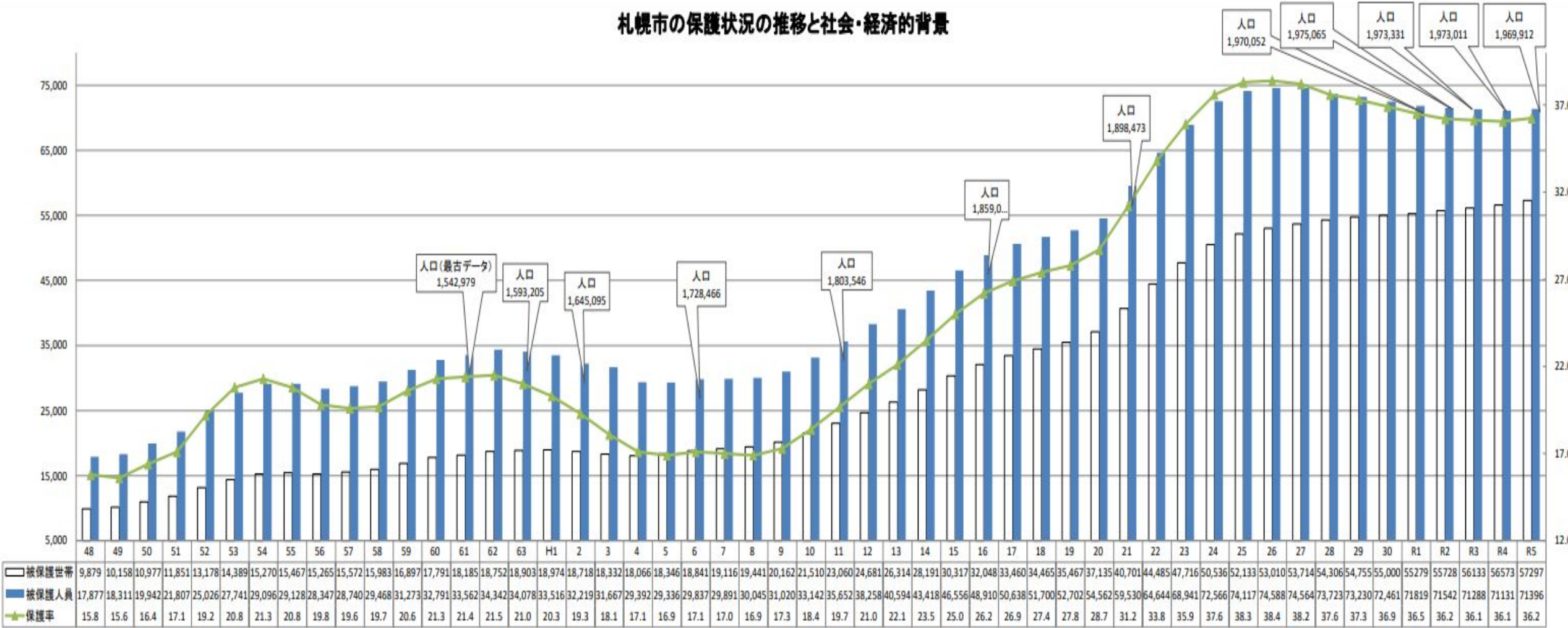
ウ 保護の補足性の原理

生活に困窮する者が、資産、能力その他あらゆるものを活用することを要件としています。

(法第 4 条)

(参考) 札幌市の保護状況の推移と社会・経済的背景

札幌市の保護状況の推移と社会・経済的背景



2 介護扶助の概要

○保護の種類（法第 11 条）

生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助

○介護扶助の範囲（法第 15 条の 2）

ア 居宅介護（居宅介護支援計画に基づき行うもの）

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護

イ 福祉用具

ウ 住宅改修

エ 施設介護

オ 介護予防（介護予防支援計画に基づき行うもの）

キ 介護予防住宅改修

ク 介護予防・日常生活支援

ケ 移送

○生活保護受給者へ介護サービスを提供する場合

～チェックポイント～

- ①生活保護受給者に介護サービスを提供するにあたっては、
事前に生活保護法指定介護機関として指定を受けること。

※H26.7.1以降に介護保険法の指定又は開設許可を受けた事業所は個別
の申請書不要

- ②介護券に自己負担額が記載されている場合、利用者から適切に費用を
徴収すること

(参考)指定介護機関(生活保護法第54条の2)

- ・生活保護法による介護扶助のための介護を担当する機関
- ・被保護者に介護サービスを提供するためには、事前に事業所の所在地を所管する都道府県知事に生活保護法指定介護機関として指定を受ける必要がある。

※平成26年7月1日以降に新たに介護保険法の規定による指定又は開設許可を受けた施設又は事業所については、生活保護法第54条の2第2項の規定により、生活保護法の指定介護機関として指定を受けたものとみなされるため、原則として指定申請は不要。

※指定介護機関の名称や所在地の変更については、生活保護法による届け出が必要であるため注意

○介護扶助の受給対象者（介護扶助運営要領 第 4-1）

ア 介護保険第 1 号被保険者（65 歳以上）のうち、

要介護者・要支援者、基本チェックリストにより要支援者に相当する状態と確認された者

イ 介護保険第 2 号被保険者（40 歳以上 65 歳未満）のうち、

特定 16 疾病による要介護者・要支援者

ウ 以下のすべてを満たす者

（H 番号受給者）

・医療保険被保険者でない者

・40 歳以上 65 歳未満の生活保護受給者

・特定 16 疾病による

要介護・要支援状態の者

年 齢		被保護者		
		65歳以上	40歳以上 ～65歳未満	39歳以下
医療 保険	加入	第1号被保険者	第2号被保険者	対象外
	未加入		H番号 受給者	
特定16疾病		該当必要なし	該当が必須	

3H番号受給者について留意点

○障害者総合支援法に基づく自立支援給付や地域生活支援事業が 介護扶助に優先する

(介護扶助運営要領第5-2-(2)-エ)

(例)

サービス種類	サービス内容	対象者	介護保険法との同等 内容サービス
居宅介護 (ホームヘルプ サービス)	居宅で生活されている方に対し、ホームヘルパーが居宅を訪問して、食事・入浴・排せつなどの身体介護や、調理・掃除などの家事援助を行う。	障害支援区分1以上の方及び障がいのある児童	訪問介護
補装具	身体機能を補完、代替し、長期間にわたり継続して使用するものの給付 (車椅子、歩行器、歩行補助杖等)	補装具の内容による	福祉用具貸与
生活介護	常時介護等を必要とする方に、昼間において入浴・排泄・食事の介護等の提供、生活等に関する相談・助言、日常生活の支援を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会の提供、身体機能や生活能力の向上のために必要な支援を行う。	障害支援区分3以上の方 (満50歳以上の場合は区分2以上)	通所介護

○介護扶助と障害福祉サービスを併用して利用する場合

区分支給限度基準額から障害福祉サービスの利用額を控除した額が
介護扶助の支給限度額となる

